中泊町「部活動の在り方に関する方針」

令和元年10月

中泊町教育委員会

目　次

中泊町「部活動の在り方に関する方針 」・・・・・・・・・・１ﾍﾟｰｼﾞ

１　適切な運営のための体制整備について・・・・・・・・２ﾍﾟｰｼﾞ

２　部活動の適切な休養日の設定について・・・・・・・・３ﾍﾟｰｼﾞ

３　望ましい指導の在り方について・・・・・・・・・・・４ﾍﾟｰｼﾞ

４　安全管理と事故防止について・・・・・・・・・・・・５ﾍﾟｰｼﾞ

５　緊急時の連絡体制について・・・・・・・・・・・・・６ﾍﾟｰｼﾞ

６　応急手当について・・・・・・・・・・・・・・・・・７ﾍﾟｰｼﾞ

７　体罰の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・７ﾍﾟｰｼﾞ

８　文化部活動の扱いについて・・・・・・・・・・・・・７ﾍﾟｰｼﾞ

９　体育文化活動の支援について・・・・・・・・・・・・７ﾍﾟｰｼﾞ

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ﾍﾟｰｼﾞ

中泊町「部活動の在り方に関する方針」

令和元年１０月２５日

中泊町教育委員会

学校の部活動はスポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある生徒が参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、本町のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えている。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等と生徒の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が大きい。

しかしながら、特に運動部活動では、勝利主義に陥り、指導者や保護者が勝敗に対し過度な期待を寄せ、長時間の練習や多数の試合によって、生徒の生活全体の調和が保たれない場合があることが問題としてあげられている。さらには、教員の勤務時間の適正化の面からも、部活動の在り方について改善の必要が指摘されている。

スポーツ庁では、平成３０年３月に、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「運動部の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。また、文化庁では平成３０年１２月に、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。

そこで、町教育委員会では「国のガイドライン」及び「県の指針」を踏まえ、「中泊町部活動の在り方に関する方針」（以下「町の方針」という。）を策定した。

町では、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目に応じた多様な形で実施されることを望んでいることから本町の実情を踏まえ取り組むものとする。

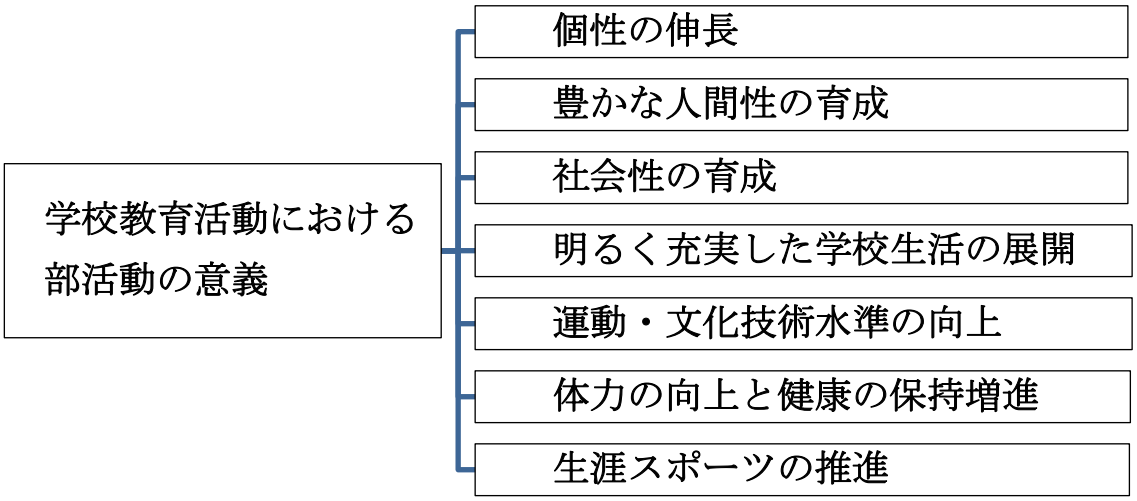

１　適切な運営のための体制整備について

（１）運動部活動の方針の策定等

○　町教育委員会は「国のガイドライン」に則り、「県の指針」を踏まえ、各公立学校において、適正な部活動運営がなされるよう、「町の方針」を策定する。

○　校長は、町の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、毎年度活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

○ 町教育委員会は、各学校において運動部の活動方針・計画等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、各学校の既存の様式を活用してもよい。

（２）指導・運営に係る体制の構築

○　校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定されている部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保。教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部、文化部を設置する。

○　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

○　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、指導・是正を行う。

○　町教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に係る運動部活動に関する明確な基準の設定等について（平成30年2月28日付け青教ス第　1078号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

２　部活動の適切な休養日の設定について

（１）部活動で、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに無理や弊害を生むという事もあり、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも、部活動の適正化が必要である。

部活動における休養日等については、成長期にある生徒が、運動、食事休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、事故を防ぎ安全に活動できるよう、以下を基準とする。

○　学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」）という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。）

○　週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○　長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

○　生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

○　１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○　主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。

（２）地域や学校の実情を踏まえた環境

休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向け、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が必要である。

３　望ましい指導の在り方について

部活動は、学級や学年を離れ、生徒と密接に交流できる重要な場であり、生徒と一緒に汗を流し、話し合い、励まし合いを高めていくことによって、担任教員や保護者にはできない触れ合いが指導者ならできるなど、授業とは異なる人間関係や生徒理解を深めることができる。

教育活動の一環として、学級や学年を離れて自主的・自発的に活動を組織し展開されるものであり、児童生徒の心身の発達や仲間づくり、教科を離れた教員との触れあいの場として意義を有しているものである。生徒の意識と価値観は多様化してきており、運動部活動を推進していくための課題となる要因が数々存在している。

課題として、

①適切な部活動運営と適正な活動量。
　バーンアウト・ドロップアウトの防止、不祥事の防止

②顧問の実技指導力の向上。
　スポーツ科学に基づいた指導法の研修

③今後の部員数や教員数の減少、顧問の高齢化への対応。
　部活離れ、生徒数の減少、顧問の異動

④生徒の志向に対した活動内容。
　スポーツニーズへの対応

⑤地域スポーツとの連携を図る運動活動の在り方。

（１）指導者による適切な指導の実施について

校長及び部活動顧問、指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、指導及び・是正を行う。

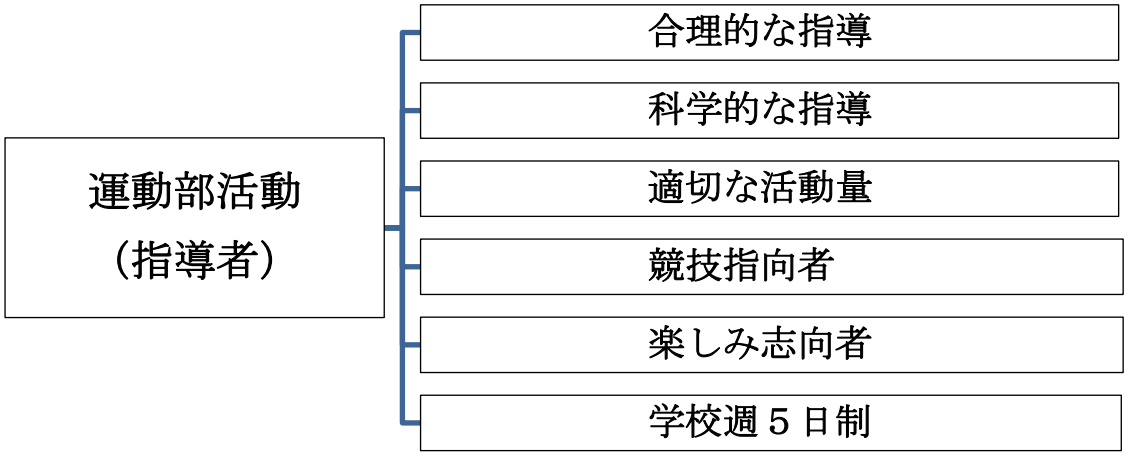

４　安全管理と事故防止について

（１）スポーツは常にケガの危険と隣合わせにあるため、生徒の安全性を考え、定期的にそして組織的に安全点検を実施し、生徒が安全に活動できるようにするとともに、活動中はもちろん、用具の準備や準備運動などの事前の準備段階から事故防止と事故発生時を想定した対応まで、万全の体制づくりが必要である。

○　施設・用具の安全点検。
①体育館・・・床面、壁、天井、窓等
②運動場・・・地面の整備、防球ネット、ゴール等
③柔剣道場・・床面、壁、窓等
④その他・・・各部によって、専門的な器具

○　効果的な練習場所の確保。
①時間、曜日の調整

○　競技の特性を踏まえた合理的な練習システムの開発。

○　健康管理
　生徒・指導者ともに日常には十分注意を払い適切な対応が必要であり、生徒の身体は発育途上の状況にあるため健康状態が流動的であり、柔軟に対応しなければならない。また、精神的な側面にも注意を払い、活動できるように心がける。

○　安全指導
　事故やケガが発生した場合は迅速かつ的確に行い、生徒には緊急時における対応を日頃から指導しておく必要がある。

○　指導計画と運営
　生徒の実態、施設用具などの関連等を考慮し、計画を生徒に知らせておき、指導者が不在時に生徒同士でできる範囲の計画を立案する。

５　緊急時の連絡体制について

（１）事故災害が発生した場合は、指導者は場所を離れず、事故者の観察及び応急手当を施すなど、緊急の場合は、すぐに救急車を呼ぶなど、医療機関への連絡・移送を素早く行う。

○　生徒には指導者不在の時の対応方法について指導する。

○　医療機関へ、事故の状況について正確に伝える。

○　保護者へ事故の状況を詳しく説明し、誠意をもって対応する。

○　校長へ報告し、指示を受けるとともに、必要な校内連絡をする。

○　ケガの程度を調べる。

○　ケガの程度により、医療機関へ移送する。

○　教育委員会へ報告し、後日事故報告書を提出する。

救急時連絡体制（例）

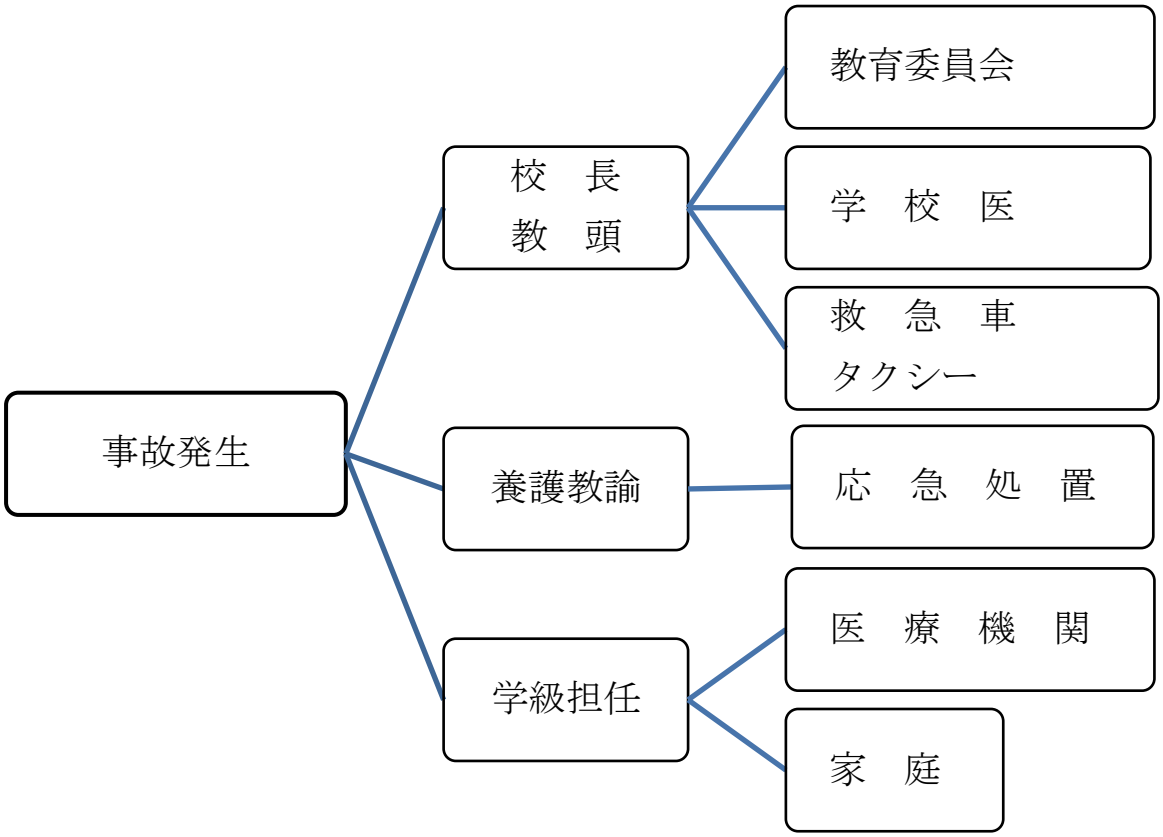

６　応急手当について

（１）応急手当は、事故直後の処置であり、病状の程度により、診療・治療を受けることが大切である。

ＲＩＣＥ療法	Ｒｅｓｔ	安静	動かさない
	Ｉｃｅ	冷却	冷やす
	Ｃｏｍｐｒｅｓｓｉｏｎ	圧迫	押さえる
	Ｅｌｅｖａｔｉｏｎ	挙上	高くする

７　体罰の防止について

（１）学校教育の一環として行われる部活動は、生徒をスポーツ、文化及び科学等に親しませ、責任連帯感に資するものであるという部活動の意識を確認するとともに、教職員が体罰を絶対に起こさないという意識をもち、指導することが大切である。教職員として自らの職務を自覚し、体罰を**「しない」「させない」「許さない」**という高い意識が重要である。

体罰は、学校教育法第１１条で禁止されている行為である。

【学校教育法第１１条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に警戒を加えることができる。ただし、ただし、体罰を加えることはできない。

８　文化部活動の扱いについて

方針の趣旨の他「適切な運営のための体制整備について」及び「部活動の適切な休養日の設定について」は、文化活動に関しても、活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じて取り扱う。

９　体育文化活動への支援措置について

中泊町教育委員会では、小中学校における体育文化振興の円滑な運営を支援し、児童・生徒の心身の健全な育成を図るため、体育、文化等に関する各種大会（以下「大会等」という。）への参加に係る経費の助成を行っている。対象となる大会は、体育連盟、文化連携又はこれらに類する公共的団体が主催する大会である。

終わりに

「中泊町部活動の在り方に関する方針」は、生徒及び運動部の両視点に立った学校の部活動改革に向けた具体的な取り組みについて示すものである。

「国のガイドライン」では、ジュニア期のスポーツ環境の整備について、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動を視野に入れた体制の構築にも言及されている。

部活動は心身の健全な発展に資するものであり、町の方針は生徒の視点に立った、部活動改革に向けた取り組みについて示すものである。教育委員会は部活動の取組を進めるとともに、生徒の部活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。